

高知県警察拳銃 110 番報奨制度実施要綱の制定について（通達甲）

（平成 28 年 2 月 25 日組対発第 80 号）

（概要）

この要綱は、最近の厳しい銃器情勢を踏まえ、幅広くけん銃その他の銃器等に関する情報の提供を受けるため、実名・匿名を問わず、事件の検挙に欠かせない情報の提供を受けた場合で、けん銃その他の銃器が押収され、かつ、被疑者の検挙に至ったときに、通報者に対して、個別の事案に応じて報奨金が支払われる仕組みを定めたものです。